

広島県告示第410号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和元年6月3日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県竹原市西野町西湯坂445番地 株式会社湯坂遊園 代表取締役 田村 佳克
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市西野町西湯坂445番地 ホテル賀茂川荘

2 申請の内容

66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設9基を廃止後、66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設7基を設置する。また、72 し尿処理施設1基及び汚水等処理施設1基の使用の方法を変更する。さらに、排水口1ヶ所における排出水の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設9基 廃止

(その2) 新設

種	類	66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (④)	66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (⑤-1, 2, 3, 4, 5, 6) (同型6基分)
能	力	満水305L	満水305L
工	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに

期等	工事完成予定年月日		着工後60日		着工後60日		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0時から24時, 24時間/日 (なし)		0時から24時, 24時間/日 (なし)		
	項 目		通常	最大	通常	最大	
	排出される状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
		(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	150	200	150	200
			化学的酸素要求量	100	150	100	150
			浮遊物質質量	150	190	150	190
			窒素含有量	12	15	12	15
			燐含有量	3.5	5	3.5	5
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		0.5	0.7	3	4.2	
汚水等の排出先		合併処理浄化槽		合併処理浄化槽			

(その3) 変更

		変更前		変更後		
種 類		72 し尿処理施設 (合併処理浄化槽)				
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに				
	工事完成予定年月日	着工後60日				
	使用開始予定年月日	完成後直ちに				
使用の方法			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		260	285	246.5	285

(2) 汚水等の処理の方法

変更

		変更前				変更後			
種類		合併処理浄化槽							
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに							
	工事完成予定年月日	着工後60日							
	使用開始予定年月日	完成後直ちに							
使用の方法	1日当たりの排出量 (単位: m ³ /日)	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		260	260	285	285	246.5	246.5	285	285

(3) 排出水の汚染状態

変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No. 3	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	260	285	246.5	285

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年6月3日から令和元年6月24日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市市民生活部市民課